

委員会提出議案第10号

市議会等の要求により出頭又は参加した者に対する実費弁償
に関する条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会議規則第14条第2項の規定に
より提出します。

令和7年12月22日提出

南相馬市議会議長 鈴木昌一様

提出者 議会運営委員会副委員長
岡崎義典

提案理由

南相馬市議会委員会条例に意見交換会に関する規定を設けることに伴い、委員会が開く意見交換会に参加した者等に対する実費弁償を支給するため、必要な改正を行うものである。

南相馬市条例第 号

市議会等の要求により出頭又は参加した者に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

市議会等の要求により出頭又は参加した者に対する実費弁償に関する条例（平成18年南相馬市条例第46号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条の規定その他法律又は条例の規定に基づき、市議会等の要求により出頭、参加又は出席した者の実費弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、<u>公職選挙法</u>（昭和25年法律第100号）第212条第3項及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第4項の規定に基づき、市議会等に出頭又は参加した者の実費弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（実費弁償の範囲）</p> <p><u>第2条 次に掲げる者に対し、実費弁償を支給する。</u></p> <p>(1) <u>法第207条の規定により出頭又は参加した者</u></p> <p>(2) <u>公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭した者</u></p> <p>(3) <u>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項の規定により出頭した者</u></p> <p>(4) <u>南相馬市議会委員会条例（平成18年南相馬市条例第241号）第30条第1</u></p>	

項の規定による意見交換会に参加した者
(5) 南相馬市議会議員政治倫理条例（令和4年南相馬市条例第19号）第9条の規定により出席した者

(実費弁償の額)

第3条 【略】

(支給方法)

第4条 【略】

(実費弁償の額)

第2条 【略】

(支給方法)

第3条 【略】

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。